

「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則

制定 令和5年4月28日
一般社団法人全国農業会議所

一般社団法人全国農業会議所（以下「本会」といいます。）は、「経営継承・発展等支援事業」の実施に当たり、「経営継承・発展等支援事業実施要綱」（令和3年3月26日付け2 経営第2988号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」といいます。）第6の1の規定に基づき、必要な事項を以下のとおり定めます。

第1 事業実施方針

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展を図るために、農地をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要があります。

他方で、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行していることから、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援する経営継承・発展等支援事業（以下別記以外において「本事業」といいます。）を実施し、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体の確保を図ります。

第2 審査委員会の設置

本会は、間接補助金の交付対象者を選定するため、本会の職員1名、税理士、公認会計士又は中小企業診断士等の資格を有する者1名及び農業の経営分野に関する博士号を有する者1名により構成される経営継承・発展等支援事業審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を置きます。審査委員会の設置及び運営は、本会が別に定める規則によるものとします。

第3 事業の委託

- 1 本会は、民間団体に推進事業の一部の委託をすることがあるものとします。
- 2 前項の規定により委託をした場合は、その契約者双方が合意した内容の契約書を各1部ずつ保管するものとします。
- 3 第1項の委託を受けた民間団体は、速やかに事業実施計画書を本会に提出するものとします。また、本会が委託をした事業が完了したときは、本会が別途定める期日までに事業実施報告書を本会に提出するものとします。

第4 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとします。

- 1 地域計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第19条第1項に規定する地域計画をいいます。

2 実質化された人・農地プラン

農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「具体的な進め方通知」といいます。）2の（1）の実質化された人・農地プラン、具体的な進め方通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び具体的な進め方通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等をいいます。

3 認定農業者

基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいいます。

4 中心経営体等

次の（1）から（3）に掲げる者をいいます。

- (1) 地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいいます。）に位置づけられた者（認定農業者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織をいいます。）及び基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す目標所得水準を達成している農業者をいいます。）
- (2) 実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者
- (3) 市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者

5 家族経営協定

家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）第2に規定する家族経営協定をいいます。

6 青色申告者

所得税法（昭和40年法律第33号）第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者、法人税法（昭和22年法律第28号）第121条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます。

第5 事業内容、補助事業者及び補助率

本事業の内容、補助事業者及び補助率は以下のとおりとします。

事業内容	補助事業者	補助率
経営継承・発展支援事業（別記） 中心経営体等から経営を継承した後継者が経営の 発展に向けた取組を行う際に必要となる経費を補助 する事業	市町村	2分の1以内

第6 交付条件等

1 補助金の交付条件

補助事業者は、本事業による補助金の交付を受けるときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）及び実施要綱の定めによるほか、この交付規則に従うものとします。

2 補助金調書の作成

補助事業者は、本事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書（別記様式）を作成するものとします。

第7 補助金の経理

- 1 補助事業者は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておくものとします。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとします。
- 3 補助事業者は、別記の第2の（3）の助成対象者に対し、本事業による補助金の交付に関する全ての証拠書類及び経理書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとします。
- 4 前3項及び第6の2に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとします。

第8 個人情報の管理

本事業の実施に関して収集した個人情報については、本会個人情報保護規程に基づき適切に管理するものとします。

(別紙様式)

令和 年度

農林水産省所管

経営継承・発展等支援事業 補助金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
経営継承・ 発展等支援 事業	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
○○事業	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
○○費													
その他													

記載要領

- 「経営継承・発展等支援事業」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載してください。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、他の経費の配分は、「その他」として一括記載してください。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載してください。ただし、「経営継承・発展等支援事業」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載してください。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載してください。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載してください。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含みます。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成してください。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（）してください。

(別記)

経営継承・発展支援事業

第1 事業の内容

中心経営体等から経営を継承した後継者が、第5の2の(2)の経営発展計画（以下「経営発展計画」といいます。）に基づいて実施する経営発展に向けた取組に必要な経費を補助します。

第2 事業の仕組み

- (1) 本会は、国の予算の範囲内において、経営継承・発展支援事業（以下別記において「本事業」といいます。）に要する経費を補助事業者である市町村（以下「補助事業者」といいます。）に補助します。
- (2) 本会は、本会が別に定める公募要領により補助事業者を公募します。
- (3) 補助事業者は、第3の補助対象者を募集するとともに、本会が実施要綱等の定めるところにより選定した補助対象者（以下「助成対象者」といいます。）に対し、補助金（補助事業者が負担する費用を含みます。以下別記において同じ。）を交付するものとします。

第3 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に所在する1又は2の要件を満たし、かつ3及び4に掲げる要件を満たす者であることとします。

1 補助対象者が個人事業主の場合

- ア 令和4年1月1日から経営発展計画の提出時までに中心経営体等である先代事業者（個人事業主に限ります。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限ります。）。
- イ アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。
- ウ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。
- エ 青色申告者であること。
- オ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。
- カ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- キ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると補助事業者が認めること。
- ク アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
- ケ 「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2に掲げる事業（以下「農業次世代

人材投資事業（経営開始型）」といいます。）に係る資金及び「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成実施要綱」といいます。）別記2の第2の2に掲げる事業に係る資金（以下「経営開始資金」といいます。）に係る資金の交付を現に受けおらず、かつ過去に受けていないこと。

- コ 新規就農者育成実施要綱別記1に掲げる事業（以下「経営発展支援事業」といいます。）を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。
- 2 補助対象者が法人（集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含みます。別記1－別表において同じ。）の場合
 - ア 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア） 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあっては、当該法人が中心経営体等であり、後継者（個人に限ります。以下同じ。）が令和4年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限ります。）。
 - （イ） 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代事業者が中心経営体等であり、後継者が令和4年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。
 - イ アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。
 - ウ 青色申告者であること。
 - エ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。
 - オ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると補助事業者が認めること。
 - カ アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。
 - キ アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。
 - ク アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支援事業を実施していないこと。
- 3 以下に該当しない者であること。
本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国（独立行政法人等を含みます。）が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除きます。）の採択・交付決定を受けている者
- 4 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人等（個人又は法人をいいます。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合

- はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。) が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第4 補助対象経費等

1 補助率

本事業による国の補助率は2分の1以内とし、補助金の額は、助成対象者1人当たり100万円以内とします。ただし、補助事業者が補助金の交付に当たり助成対象者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限り、本会は補助事業者に国庫補助金を交付することができるものとし、その国庫補助金の額は助成対象者1人当たりの補助事業者の負担する額と同額（上限50万円）とします。

2 補助対象経費

本事業の目的を達成するために必要となる次に掲げる経費（融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となった経費を除きます。）を補助対象経費とします。

(1) 専門家謝金

本事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費

- ・謝金の単価は、補助対象者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上、妥当なものである必要があります。
- ・謝金単価を規定等により定めていない場合、国が定める謝金の支出基準を踏まえた基準により支出することとします。謝金の支出基準は、参考資料第2を参照してください。
- ・依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。
- ・補助対象者に指導・助言をする専門家等に対する謝礼は、(1) 専門家謝金に該当し、指導・助言以外の業務を受託した専門家等に対する謝礼は、(12) 委託費に該当します。

(2) 専門家旅費

本事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費

- ・下記（4）旅費を参照してください。

(3) 研修費

本事業の遂行に必要な研修を受講する際の受講料として研修主催者に支払われる経費

- ・受講料は、研修主催者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上、妥当なものである必要があります。
- ・受講する内容について事前に書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。

【対象とならない経費例】

近所の篤農家による技術指導研修費、語学研修費（農畜産物の輸出に取り組む場合は除きます。）、ペン字など農業経営に直接関係のない研修費、教育訓練給付金など国の補助事業を併用した研修費

(4) 旅費

本事業の遂行に必要な情報収集や各種調査の実施、研修を受講するために必要となる旅費

- ・補助対象経費は国が定める旅費の支給基準を踏まえた基準により算出することとします。旅費の支給基準は、参考資料第1を参照してください。
- ・移動に要する経費については、最も経済的及び合理的な経路により算出された実費となります。
- ・グリーン車等の特別に付加された料金は補助対象経費として認められません。
- ・出張報告の作成等により、必要性が確認できるものが補助対象となります。通常の営業活動に要する経費とみなされる場合は補助対象経費として認められません。

【対象とならない経費例】

国の支給基準の超過支出分、日当、グリーン車等の付加料金分、食事付き・温泉入浴付き宿泊プランにおける食事代・入浴料相当分

(5) 機械装置等費

本事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

- ・本事業を実施するにあたって必要な農業用の機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア等の購入に要する経費が補助対象となります。単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象経費として認められません。
- ・他の用途での使用（目的外使用）の恐れがある汎用機器（例：パソコン・タブレット端末及び周辺機器（ハードディスク・ネットワーク機器（LAN・Wi-Fi等の接続機器）・サーバー等）、自転車等の購入費用は、補助対象経費として認められません。
- ・契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用権を購入する場合は、按分等方式により算出された補助事業期間分のみとなります。
- ・補助対象経費として認められる単価上限の設定はありませんが、単価50万円（税込み）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず本会へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。本会は、財産処分を承認した助成対象者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができます。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

【中古品の購入について】

中古品の購入費は、次に定める条件を満たしている場合に補助対象経費として認めます。

- ①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のものであること
- ②見積書又は価格の妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格が分かるインターネット上の情報等）が整備されていること（整備されていない場合は、補助対象経費として認められません。）

※購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により経営発展計画の取組への使用ができなかった場合には、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

【対象とならない経費例】

車両購入費、文房具等の事務用品等の消耗品購入費、文書作成ソフト等の一般事務用ソフトウェア購入費、スマートフォン・電話機（目的・用途に関わらず）の購入費、既に導入しているソフトウェアの更新料、単なる機械装置等の更新のための古い機械装置等の撤去・廃棄費用

（6）広報費

本事業の遂行に必要な販売用のホームページ・パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費

- ・経営発展計画に基づく商品等の広報を目的としたものが補助対象となります（単なるPRや通常活動に活用される広報費は、補助対象経費として認められません。）。

【対象とならない経費例】

名刺作成費、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるもの）に要する経費、文房具等の事務用品等の消耗品（販促品・チラシ・DMを自社で内製する等の場合でも、ペン類、クリアファイル、用紙・インク・封筒等の購入費を含みます。）の購入費、金券・商品券の購入費、チラシ等の配布物のうち未配布・未使用分に係る経費、補助事業期間外の広告の掲載や配布物の配布に要する経費、売上高や販売数量等に応じて課金される経費、ウェブサイトのSEO対策等で効果や作業内容が不明確なものに係る経費

（7）展示会等出展費

本事業の遂行に必要な農畜産物の販売促進に向けたPR活動（展示会等の出店・イベント料）・ネット販売に係る経費

- ・自らが生産・加工した農畜産物をネットショップで販売する際の手数料・利用料等についても補助対象となります。
- ・国（独立行政法人等を含みます。）により出店料等の一部助成を受ける場合は、補助経費として認められません。
- ・関連する運搬費、通訳料、翻訳料も補助対象となります。

（注）PR活動にあたり必要な機械装置等の購入は、（5）機械装置等費に該当します。

【対象とならない経費例】

補助事業期間外に開催されるPR活動の経費、文房具等の事務用品等の消耗品代、選考会・審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用

（8）開発・取得費

本事業の遂行に必要な新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費、G A P等の認証取得に係る審査費用等の経費

- ・購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします（補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価額は、補助対象経費として認められません。）。

【対象とならない経費例】

汎用性があり目的外使用になり得るもの購入費、文房具等の事務用品等の消耗品代、開発・試作ではない販売商品を生産するための原材料の購入費、開発・試作目的で購入したが使い切らなかった材料費、デザインの改良等をしない既存包装パッケージの印刷・購入費、開発・試作ではない販売商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ代

(9) 雑役務費

本事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に行った人材募集費用、臨時的に雇い入れた者の宿泊料・アルバイト代・労働者災害補償保険料、派遣労働者の派遣料、作業委託料、交通費として支払われる経費

- ・実績報告の際には、作業日報や労働契約書等を整備する必要があります。

【対象とならない経費例】

臨時雇い入れとみなされない場合（例えば、あるアルバイト従業員への支払給料を雑役務費として計上した後、当該アルバイト従業員に社会保険を適用させ正規型の従業員として雇い入れる場合等）、通常業務に従事させるために雇い入れ者に係る経費

(10) 借料

本事業の遂行に必要な機械装置等のリース料・レンタル料として支払われる経費

- ・借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみとなります。契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。

- ・PRイベントの会場を借りるための費用は補助対象となります。

【対象とならない経費例】

自主事業など補助事業以外にも使用するものに要する経費、通常業務のために使用するものに要する経費、事務所等に係る家賃

(11) 設備処分費

本事業の遂行に必要な取組を行うために必要な助成対象者自身が所有する死蔵の機械装置等を廃棄・処分する、又は借りていた機械装置等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費

- ・設備処分費は、「新部門の設立等をする際に必要な作業スペースを確保する等」を目的とする経費ですので、設備処分のみは補助対象経費として認められません。
- ・申請時における「設備処分費」の補助対象経費への計上額は、補助対象経費総額の2分の1を上限とします。
- ・事業実績報告の際、「設備処分費」の補助対象経費への計上額は、交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助対象経費総額の2分の1が上限（ただし、申請・交付決定時の計上額の範囲内）となります。

【対象とならない経費例】

商品在庫の廃棄・処分費用、消耗品の処分費用、自己所有物の修繕費、原状回復の必要がない賃貸借の設備機器等に係る原状回復に要する経費

(12) 委託費

上記（1）から（11）までに該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限ります。）

- ・委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である農業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・補助対象者に指導・助言をする専門家等に対する謝礼は、（1）専門家謝金に該当し、指導・助言以外の業務を受託した専門家等に対する謝礼は、（12）委託費に該当します。

(13) 外注費

上記（1）から（12）までに該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（新商品の開発等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）

- ・外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、発注する側である農業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・休憩所、男女別トイレ等の施工・改修などにおいて50万円（税込み）以上の外注を行う等の場合は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず本会へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。本会は、財産処分を承認した助成対象者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができます。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

【対象とならない経費例】

- ・本事業の遂行に直接必要と認められない工事・作業に要する経費
- ・住宅兼店舗における住宅部分の改裝工事に要する経費
- ・不動産の取得に該当する工事（※）に要する経費

※「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置等）の設置」の場合、以下の3つの要件すべてを満たすものは、補助対象経費として認められない「不動産の取得」に該当します（固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準の考え方を準用）。

① 外気分断性：屋根及び周壁又はこれに類するもの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができる

なお、支柱と屋根材のみで作られた飲食店の戸外テラス席や、駐輪場・カーポート等、周壁のないものは「外気分断性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しません。

② 土地への定着性：基礎等で物理的に土地に固着していること

なお、コンクリートブロックの上に、市販の簡易物置やコンテナを乗せただけの状態のものは「土地への定着性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しません。

③ 用途性：建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること

（注）上記（1）から（13）までに掲げる経費においても、下記に該当する経費は補助対象経費として認められません。

- ① 本事業の目的に合致しないもの
 - ② 先代経営事業者又は先代経営者が事業の用に供していた資産を後継者が取得する際に要する経費
 - ③ 必要な経理書類(領収書等)を用意できないもの
 - ④ 交付決定前着手の承認を受けていない交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ※1 展示会等への出展の申込みについてのみ、交付決定前の申込みでも補助対象となります（ただし、請求書の発行が交付決定日以後でなければ補助対象経費として認められません。）。
- ※2 見積の取得は交付決定前でも構いません。
- ⑤ 生物の購入費（ただし、新たな品種・作物・部門の導入、新商品の開発の取組として購入する場合を除きます。）
 - ⑥ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の調達に係る経費（賃貸物件の修繕費等含みます。）
 - ⑦ オークション品の購入（インターネットオークションやフリマサイトを含みます。）
 - ⑧ 駐車場代（ただし、専門家旅費又は旅費に該当するものを除きます。）、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ⑨ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ⑩ パソコン、タブレット端末、ハードディスク、ネットワーク機器（LAN、Wi-Fi 等の接続機器）、サーバー等の購入費
 - ⑪ 事務用品等の消耗品代（ハサミ、テープ類、CD・DVD、USB メモリ・SD カード、電池、段ボール、梱包材などの購入費）
 - ⑫ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - ⑬ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ⑭ 不動産の購入費、取得費及び賃借料、車検費用、修理費（ただし、設備処分費に該当するものを除きます。）
 - ⑮ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ⑯ 金融機関への振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とします。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料等
 - ⑰ 本事業の遂行に必要ではない公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、）補助対象経費として認められません。）
 - ⑯ 各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象とします。）
 - ⑰ 借入金などの支払利息及び遅延損害金、クラウドファンディング実施にかかる手数料
 - ⑱ 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（消費税増税にともない発行されるプレミアム付き商品券を含みます。）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
 - ⑲ 役員報酬、直接人件費
 - ⑳ 各種キャンセルに係る取引手数料等（自然災害等補助対象者の責に帰さない

ものを除きます。)

- (23) 補助金応募書類・事業実績報告書等の作成・送付・手続に係る費用
- (24) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

第5 応募手続等

1 受付開始日及び締切日

本事業における受付開始日及び締切日については、本会が別に定める公募要領によるものとします。

2 応募手続

- (1) 補助事業者は、本会が別に定める公募要領の定めるところにより、本事業による補助を受けようとする補助対象者を募集するものとします。
- (2) 本事業による補助を受けようとする補助対象者は、補助事業者が定める募集要領等に基づき、経営発展に向けた取組内容を記載した経営発展計画（別記一様式第2号）及び経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト（別記一様式第12号）を作成し、補助事業者に取組承認申請書（別記一様式第1号）を提出するものとします。
- (3) 補助事業者は、補助対象者ごとの経営発展計画（別記一様式第2号）に記載された取組内容について実施要綱に定める配分基準表（別記一別表1）に基づきポイントを付し、市町村事業実施提案書（別記一様式第4号）を受付締切日までに郵送（申請書類等の電磁的記録媒体を含みます。）により本会へ提出するものとします（持参は受け付けません）。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

3 提出に当たっての留意事項

- (1) 市町村事業実施提案書及び添付資料（以下「提案書等」といいます。）に、本事業の補助対象者として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備があると認められる場合には、審査対象としません。このため、本事業による補助を受けようとする補助対象者は、応募時提出資料一覧（別記一別表2）を確認し、提案書等に不備がないようにしてください。
- (2) 補助対象者は、経営発展計画について、取組内容や主な経費、成果目標等を具体的に記載するとともに、採択された場合は目標年度まで実施状況等を報告するものとします。
- (3) 書類の作成及び提出に要する一切の費用は補助事業者の負担とします。
- (4) 本会は、提出された書類について、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。また、提出された書類（電磁的記録媒体を含みます。）の返却はいたしません。

第6 提案書等の採択審査

1 審査方法

- (1) 本事業の採択審査は、公募要領の定めるところにより市町村から提出された提案書等について、本会が補助対象者の要件等の確認をした上で、審査委員会において2に定める審査基準による評価を行い、助成対象者の候補を選定します。
- (2) 提案書等に記載されている補助対象事業費のうち国費の総額が国の予算の範囲を超えた場合は、(1)の確認及び評価を行った上で、市町村が経営発展計画（別記一様式第2号）に付したポイントの合計値が高い順に、助成対象者の候補を選定します。
- (3) 審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、助成対象者の候補の決定に関する審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けないものとします。

2 審査基準

- (1) 経営継承・発展支援事業の趣旨及び目的を理解し、これらに沿った取組であるか。
- (2) 補助対象者の経営状況及び経営方針が経営継承・発展支援事業による取組を行うのに適正であるか。
- (3) 経営発展計画に記載した取組内容が設定した目標の達成に向けて適切なものか、また実現可能性はあるか。
- (4) 経営発展計画に記載した取組に要する経費の積算が妥当であり、事業費の効率的な執行が見込まれるか。
- (5) 経営発展計画に記載した成果目標の妥当性
 - ア 成果目標が基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」といいます。）等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向、地域計画又は実質化された人・農地プランに即したものであり、目標年度の目標値が経営継承した時点又は現状における値に比べ妥当なものか。
 - イ 成果目標の達成が当該地域農業の発展につながるものであるか。
- (6) 経営継承・発展支援事業の実施による効果、自立的・継続的な取組への展開などの経営発展の継続性が認められるか。
- (7) 市町村事業実施計画の妥当性
 - ア 地域貢献に関する特徴的な取組は、当該地域農業の現状及び基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、妥当なものか。また、当該地域農業の振興等に資する具体的な取組内容となっているか。
 - イ 経営継承・発展に関する支援体制は、実効性があるか。

3 審査結果の通知等

本会は、応募したすべての市町村に対し、採択又は不採択の結果（補助対象者ごとの採択結果を含みます。）を採択結果通知書（別記一様式第13号）により通知します。また、当該通知を受けた市町村は、応募した補助対象者に対し、採択又は不採択の

結果を通知することとします。

なお、本会による採択の通知については、補助事業者の候補となったことをお知らせするものであり、国庫補助金の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定します。

第7 事業実施計画の承認申請等

1 事業実施計画の申請及び承認

第6の3の通知により補助事業者の候補となった市町村は、助成対象者の候補の経営発展計画（別記一様式第2号）、経営発展計画総括表（別記一様式第3号）及び市町村事業実施計画（別記一様式第4号）を作成し、第6の3の助成対象者の候補の選定結果の通知があった日から10日以内に、本会へ事業実施計画の承認申請書（別記一様式第5号）を提出し、その承認を受けるものとします。

2 事業実施期間

原則、交付決定日から令和6年3月31日（日）までとします。

ただし、補助事業者は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、1の事業実施計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記一様式第6号）を本会に提出することができるものとします。

なお、補助事業者は、当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、国庫補助金の交付を受けることが確実となってから着手することとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとします。

3 交付申請

補助事業者は、1による事業計画の承認後、速やかに交付申請書（別記一様式第14号）を本会に提出するものとします。なお、本事業については、補助事業者の利便を考慮し、事業計画の承認と同時に交付申請書を提出することができるものとします。

4 交付決定通知

本会は、3により提出のあった交付申請書及び添付書類について、記載内容に不備等がないことを確認し、正式に受理した場合は、その内容を審査して補助金額を決定し、交付決定通知書（別記一様式第15号）により補助事業者に通知します。

第8 事業の実施

1 補助事業者に係る手続

(1) 補助事業者は、第7の1により承認された事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請書（別記一様式第5号）を作成し、本会の承認を受けるものとします。

ア 事業内容の追加、中止又は廃止

- イ 事業目的の変更
 - ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - エ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (2) 補助事業者は、助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、その者に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとします。
- ア 経営発展計画に記載された取組を廃止した場合
 - イ 経営発展計画に記載された取組を実際に行ってないと認められる場合
 - ウ 経営発展計画に記載された取組の実施状況等の報告を行わない場合
 - エ 経営発展計画に記載された取組について、繰り返し指導を行ったにも関わらず改善に向けた取組を行わない場合
 - オ 実施要綱、交付要綱及び間接補助金に係る交付規則又は補助事業者が定める交付規則に違反した場合
 - カ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合
- (3) 補助事業者は、本事業を完了したときは、事業完了報告書（別記一様式第7号）を作成し、事業を完了（補助対象経費の支払いを含みます。）した後30日を経過する日、又は令和6年6月30日（日）のいずれか早い日までに本会に提出するものとします。

2 助成対象者に係る手続

- (1) 助成対象者は、やむを得ない理由により、経営発展計画に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止するときは、取組承認申請書（別記一様式第1号）を補助事業者に提出するものとします。
- (2) 助成対象者は、経営発展計画に記載された取組を完了したときは、取組完了報告書（別記一様式第8号）を、補助事業者が別に指定した日までに補助事業者へ提出するものとします。

第9 補助金の交付

本事業による補助事業者への補助金の交付は、以下の手続により行うこととし、原則として、本事業終了後の精算払（後払いによる実績精算）とします。

- (1) 補助事業者は、助成対象者から提出された取組完了報告書（別記一様式第8号）について審査した上で、事業実施年度の3月10日（日）又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、本会へ事業実績報告書（別記一様式第16号）を提出するものとします。
- (2) (1)の提出を受けて、本会において事業実績報告書（別記一様式第16号）の内容を審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、交付金額確定通知書（別記一様式第17号）により通知するとともに、補助事業者へ補助金の交付を行います。

第10 事業の評価等

- 1 助成対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、毎年度末に補助事業者へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について実施状況報告書（別記一様式第9号）により報告するものとします。
- 2 補助事業者は、1により報告があった場合は、その内容について評価を行い、必要に応じて助成対象者に対して指導を行うとともに、事業実施状況報告及び評価報告書（別記一様式第10号）により本会へ報告するものとします。
また、経営発展計画に記載された取組の実施が不十分と認められる場合は、補助事業者は、必要に応じ、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の4の（2）の力の専門家等を活用するよう助成対象者に対して指導を行うものとします。
- 3 本会は、2により報告があった場合は、その内容について評価を行い、農林水産省 経営局長と協議し、必要に応じて外部有識者等により構成される審査会に諮り、その結果を補助事業者へ通知するものとします。

第11 整備した機械装置等の管理運営等

1 処分制限財産

補助事業者は、助成対象者に対し、国庫補助金により整備した単価50万円（税込み）以上の機械装置等（以下「処分制限財産」といいます。）を、次のとおり常に良好な状態で管理させ、必要に応じて修繕、改築等を行わせ、その整備目的に則して最も効率的な運用を図らせるなど、適正に管理運営するよう指導するものとします。

- (1) 国庫補助金の交付目的に沿った処分制限財産の適正な管理を行わせるため、補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産ごとに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間を設定させるものとします。
- (2) 補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かせるものとします。
- (3) 補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をさせるものとします。

2 財産処分の手続

補助事業者は、助成対象者が、その整備した処分制限財産について、1の（1）に定めるところにより設定した処分制限期間内に、当該国庫補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、助成対象者に財産処分の申請を行わせるものとします。この申請を受けた補助事業者は、本会の承認を受けるものとします。

また、本会は、財産処分の申請を受けた場合は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）に定める承認基準等に留意して、その承認の必要性を検討し、財産処分が適当と認められる場合は農林水産大臣の承認を受けるものとします。

3 災害の報告

補助事業者は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく助成対象者に報告させるものとします。

第12 その他

- 1 補助対象者が、提案書等の提出から過去3年以内に、適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業の審査においてその事実を考慮するものとします。
- 2 本事業による国庫補助金の交付は、国の予算の範囲内で行われ、また事業実施に要する経費内容や実施内容により国庫負担が適当でないと判断される場合には、補助対象経費として認められません。
- 3 本会は、提供いただいた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。また、本会は、当該個人情報について、国庫補助金交付元である国との間で以下の目的のために共有します。
 - (1) 本事業の適正な執行のために必要な連絡
 - (2) 営農状況等を把握するための調査（補助事業完了後のフォローアップ調査を含みます。）
 - (3) その他補助金事業の遂行に必要な活動

(別記一別表1) 配分基準表

項目	現状の水準	点数
1 申請者（申請者が法人の場合 はその後継者） の年齢	ア 経営継承した時点において 50 歳以上 60 歳未満であること。 イ 経営継承した時点において 40 歳以上 50 歳未満であること。 ウ 経営継承した時点において 40 歳未満であること。	1点 2点 3点
2 農地中間管理 機構から賃借権 等の設定	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けていること。	2点
3 女性の取組	その取組について、a から c までのうち該当している項目数が次のいずれかであること。 ア 1項目 イ 2項目以上 a 女性が経営の主宰権を有していること。 b 役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人であること。 (注) 常時雇用者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ 7 か月以上の雇用期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）をいいます。 c 法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること。	1点 2点
4 農業所得の水 準	経営継承した時点における申請者（申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者）の 1 人当たり又は 1 経営体当たりの農業所得が、基本構想に定める目標とすべき所得水準額と比較して、次のいずれかとなっていること。 ア 所得水準額の 130% 以上 150% 未満 イ 所得水準額の 100% 以上 130% 未満 ウ 所得水準額の 70% 以上 100% 未満 エ 所得水準額の 50% 以上 70% 未満 オ 所得水準額の 30% 以上 50% 未満 (注) 1 基本構想において主たる従事者 1 人当たりの所得目標が定められている場合は 1 人当たりの農業所得を、定められていない場合は 1 経営体当たり	1点 3点 6点 4点 1点

	<p>の農業所得を所得水準額と比較することとします。</p> <p>2 経営継承した時点における1人当たり農業所得の算出方法は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人事業主の場合 $(収入金額 - 経費) \div 1\text{人}$ ・申請者が法人の場合 $(税引前当期純利益 + 法人の役員報酬) \times (\text{農業} \cdot \text{関連事業等の売上高} \div \text{総売上高}) \div \text{農業} \cdot \text{関連事業等の役員数}$ 	
5 環境配慮の取組	<p>その取り組みについて、申請時点において環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する（令和4年度法律第37号）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあること。</p>	1点
6 付加価値額の向上	<p>ア 経営継承した時点のポイント</p> <p>(ア) 経営継承した時点の付加価値額が基準額（700万円）以上であること。</p> <p>(イ) 経営継承した時点の就業者1人当たりの付加価値額が基準額（270万円）以上であること。</p> <p>(注)臨時雇用は延べ225人・日を1人として算定し、小数点第2位を四捨五入する。</p> <p>イ 目標ポイント</p> <p>目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。</p> <p>a 2%以上4%未満</p> <p>b 4%以上6%未満</p> <p>c 6%以上</p>	<p>2点</p> <p>2点</p> <p>2点</p> <p>3点</p> <p>4点</p>

7 地域貢献の取組	<p>ア 経営面積等の拡大 現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 (ア) 1 %以上 20%未満拡大 (イ) 20%以上</p> <p>イ 従業員数の増加 現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれかに設定されていること。 (ア) 1名増 (イ) 2名増以上</p> <p>ウ 地域貢献に関する特徴的な取組 その取組について、取組内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めると市町村が認めていること。</p>	1点 2点 1点 2点 3点	
8 経営発展の取組	<p>その取組（事業費を要する取組に限る。）について、aからmまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。</p> <p>ア 2項目 イ 3項目 ウ 4項目 エ 5項目以上</p> <table border="1" data-bbox="489 1230 1276 1879"> <tr> <td data-bbox="489 1230 1276 1879"> a 経営の法人化 b 新たな品種・作物・部門の導入 c 認証の取得 d データを活用した経営の実践 e 就業規則の策定 f 経営管理の高度化 g 就業環境の改善 h 外部研修の受講 i 新たな販路の開拓 j 新商品の開発 k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上 l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善 m 防災・減災の導入 </td> </tr> </table>	a 経営の法人化 b 新たな品種・作物・部門の導入 c 認証の取得 d データを活用した経営の実践 e 就業規則の策定 f 経営管理の高度化 g 就業環境の改善 h 外部研修の受講 i 新たな販路の開拓 j 新商品の開発 k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上 l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善 m 防災・減災の導入	1点 2点 3点 4点 なお、aからeまでの項目のいずれかに該当する場合は、その該当する項目数に4点を乗じた点数（最大8点）を加点する。
a 経営の法人化 b 新たな品種・作物・部門の導入 c 認証の取得 d データを活用した経営の実践 e 就業規則の策定 f 経営管理の高度化 g 就業環境の改善 h 外部研修の受講 i 新たな販路の開拓 j 新商品の開発 k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上 l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善 m 防災・減災の導入			

(別記一別表2)

応募時提出資料一覧

	申請書類及び添付書類		注意点
1	事業実施計画提案書	別記1-様式第4号	必須書類
添付書類	本補助金の交付に関する規程又は要綱 補助対象者として市町村長が認めた事由が判る資料	任意様式	必須書類 実施要綱第2の4の(2)に定める認定農業者に準ずる者が申請者にいる場合
2	経営発展計画	別記1-様式第2号	必須書類
【申請者が個人事業主の場合(実施要綱別記1第1の3の(1)に該当する場合)】			
添付書類	個人事業の開業・廃業等届出書(写し) ・継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表(写し) ・継承時点の所得税青色申告決算書(写し)	税務申告書類	・申請者が個人事業主の場合は、必須書類 ・事業の引継ぎを受けた先の住所、氏名の記載があること。 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。 ・必須書類(申請者の先代事業者分) ・所得税法143条に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	所得税の青色申告承認申請書(写し)	税務申告書類	・必須書類(申請者分) ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	家族経営協定(写し)	任意様式	家族農業経営の場合
【申請者が法人の場合(実施要綱別記1第1の3の(2)に該当する場合)】			
添付書類	履歴事項全部証明書(写し) 定款又は組織及び運営についての規約(写し) ・継承時点の法人税確定申告書別表一(写し) ・継承時点の損益計算書(写し)	登記事項証明書 任意様式 税務申告書類	任意組織以外の場合 任意組織の場合 ・必須書類(申請者分、又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては申請者の先代事業者分) ・法人税法第121条第1項に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。事務所などからe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	法人税の青色申告承認申請書(写し)	税務申告書類	・法人税法第122条第1項に規定する青色申告の承認申請を行っている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
添付	経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト	別記1-様式第12号	必須書類
3	経営発展計画総括表	別記1-様式第3号	必須書類

(別記一様式第1号)

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組承認申請について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2 経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の（1）の規定に基づき、事業の取組承認を申請します。

（注）経営発展計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。また、これらの場合にあっては、「別記1の第2の2の（1）」を「別記1の第2の2の（2）」と置き換え、経営発展計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

（添付書類）経営発展計画（別記一様式第2号）

(別記一様式第2号)

経営発展計画

整理番号	
都道府県名	
市町村名	

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)		<input type="checkbox"/> 男性	ふりがな 住 所	〒										
		<input type="checkbox"/> 女性												
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)										年齢	年 月 日生まれ	
連絡先	電話番号:	メールアドレス:												

2 経営概要

農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている

農業生産実績	□ 水田作 □ 畑作 □ 露地野菜 □ 施設野菜 □ 果樹 □ 露地花き □ 施設花き □ 酪農 □ 繁殖牛 □ 育成牛 □ 養豚 □ 採卵養鶏 □ 食肉鶏 □ その他 ()
経営面積 飼養頭羽数	【作目】 _____, _____ a (品種名: _____)、 _____, _____ a (品種名: _____) _____ , _____ a (品種名: _____)、 _____, _____ a (品種名: _____) _____ , _____ a (品種名: _____)、 _____, _____ a (品種名: _____) 【飼養頭羽数】 頭・羽 (品種名: _____)、 頭・羽 (品種名: _____)
従業員数等	役員数 人 (うち女性 人) 常時雇用者数 人 (うち女性 人) 臨時雇用者数 人 女性が部門責任者である □ 環境配慮 □
農業所得	円 □ 課税事業者 □ 免税・簡易課税事業者等
経営方針	

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名(代表者名)		<input type="checkbox"/> 男性	ふりがな 住 所	〒										
		<input type="checkbox"/> 女性												
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)										年齢	年 月 日生まれ 継承時点:	歳

(2) 継承した資産等の概要

経営継承年月日 年 月 日

（2）継承した資産等の概要			社員総数(平均日)
資産区分	継承方法		備考
農地等	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	
機械	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	
施設	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入				
	【具体的な取組内容】				
取組内容	区分番号	区別別の取組内容	経費(円)	経費内訳	

5 成果目標の設定

(1) 付加価値額の向上

項目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	(万円)				

(2) 地域貢献

項目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%)/数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	(a、頭、羽)				
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

--

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	<input type="checkbox"/>
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	<input type="checkbox"/>
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	<input type="checkbox"/>
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	<input type="checkbox"/>
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	<input type="checkbox"/>
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなつても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	<input type="checkbox"/>

(注)1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。

2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

【記載における留意事項等】

1 「申請者欄」について

申請者が法人の場合は、法人の代表者（経営を継承した後継者）の氏名、性別、住所、生年月日、経営継承時点の年齢、連絡先に加え、法人名（登記や定款で定めた正式名称）、13ヶタの法人番号を記載してください。

2 「経営概要」の欄について

申請時点における経営概要を記載してください。

ア 「営農類型」欄は、現状における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択してください。

イ 「経営面積・飼養頭羽数」欄は、作目名、借地を含む経営している面積、品種名（品種ごとの面積、頭羽数は記載不要）を記載してください。

ウ 「常時雇用者数」欄は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）の人数を記載してください。

エ 「臨時雇用者数」欄は、（臨時雇用者の現状における年間総労働時間の合計 ÷ 8時間）÷ 延べ225人・日により算出（小数点第2位を四捨五入）して記載してください。

（注）「臨時雇用者」とは、日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人であり、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない未詳の受け入れ労働）を含みます。このほか、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含みます（ただし、農作業を委託した場合の労働は含みません。）。

オ 「女性が部門責任者である」欄は、組織図、区分経理などで客観的に確認できる部門の責任者に女性がいる場合にチェックを入れてください。

カ 「農業所得」欄は、原則として、経営継承した時点における農畜産物の精算及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得を記載してください。ただし、災害等の特別の事業により大幅に所得が減少している場合は、被災等のあった事業年度の前年度の所得を記載してください。

キ 「環境配慮」の欄は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが書類等で確認できる場合にチェックを入れてください。

3 「経営継承の概要」欄について

ア 「経営継承年月日」欄は、個人事業主の場合は開業等届出書の開業・廃業等日欄に記載した年月日、法人の場合は代表者に関する変更登記をした年月日を記載してください。

イ 繙承した資産等の概要の「備考」欄は、資産区分ごとの主な資産の継承方法を具体的に記載してください。

例) 父親が所有する農地○haについて民間融資を受けて購入した。

4 「経営発展の取組」欄について

ア 「具体的な取組内容」欄は、研修内容、活用する専門家、取得する機械などが具体的に判るように記載してください。

- イ 「経費内訳」欄は、見積書などを参考にして単価、個数・回数等を具体的に記載してください。
ウ 「補助対象経費合計」欄は、課税事業者の場合は消費税抜きの金額を記載してください。

5 「成果目標の設定」欄について

- (1) のア又はイのいずれか1項目、(2) のア又はイのいずれか1項目を選択して記載してください。

ア 付加価値額は、事業活動により生み出された価値を表すものであり、農業収入から農業生産に投入された肥料、飼料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。具体的な計算方法は、収入総額（雑収入のうち補助金収入は含み、農業外収入は含みません。）から費用総額を差し引き、人件費（費用総額に含まれるものに限ります。）を加算して算出してください。

イ 就業者1人当たりの付加価値額は、アの付加価値額を就業者数（役員数、常時雇用者数、臨時雇用者数の合計）で除して算出してください。

ウ 常時雇用者数は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）の人数を記載してください。なお、雇用関係が雇用契約書等で雇用した年月日、雇用期間が確認できる必要があります。

6 「地域貢献に関する特徴的な取組」欄について

地域貢献に関する特徴的な取組は、5の（2）以外の取組であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記載してください。

例) ・地域の耕作放棄地〇ha を引き受けて再生させ、地域農業の維持に貢献する。

- ・地域の農地の〇割を占める〇ha の農地の耕作を維持し、地域農業の維持に貢献する。
- ・地域の農業者〇名に対する作業（〇〇、〇〇）受託を通じ、地域農業の強化に貢献する。
- ・地域の農業者〇名に対し、〇〇についての販路提供（技術提供・支援）を通じ、地域農業の強化に貢献する。
- ・新規就農者〇名の受け入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献する。
- ・インターンシップの希望者〇名を受け入れ、人材の確保に貢献する。
- ・観光農園の取組を通じて年間〇名の来園者を確保し、地域の活性化に貢献する。
- ・農泊の取組を通じて年間〇名の宿泊客を確保し、地域の活性化に貢献する。

7 申請者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第69号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいいます。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況を確認する書類を添付してください。

(別記一様式第3号)

経営発展計画総括表

(注) ポイント欄は、経営発展計画（別記一様式第2号）について配分基準表（別記一別表2）に基づき該当する項目の点数を記載してください。

(別記一様式第4号)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

〇〇市町村長

氏名

令和 年度〇〇市町村事業実施提案書の提出について
(経営継承・発展支援事業)

令和〇年度経営継承・発展支援事業を実施したいので、下記のとおり市町村事業実施提案書を提出します。

記

事業実施年度	令和 年度
間接補助事業者	〇〇市町村

令和 年度〇〇市町村事業実施計画
(経営継承・発展支援事業)

1 必要経費総計

事業名	事業費	補助対象事業費※		
		うち国費	うち市町村費	
経営継承・発展支援事業	円	円	円	円

(注) 補助対象事業費とは、国庫補助金算定基礎となる事業費（1経営体当たり100万円上限）をいいます。

2 経営継承・発展に関する市町村の支援体制

--

添付資料：・本補助金の交付に関する市町村の規程又は要綱
・経営発展計画（別記一様式第2号）
・経営発展計画総括表（別記一様式第3号）
・実施要綱第2の5の（3）に定める認定農業者又は認定農業者に準ずる者について、経営継承・発展支援事業の補助対象者であることを市町村長が認めた事由が判る資料

(注) 事業計画の承認申請書（別記一様式第5号）に添付するときは、下線部を削除してください。

(別記一様式第5号)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

○○市町村長
氏名

令和 年度事業実施計画の承認申請について
(経営継承・発展支援事業)

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2 経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の1の(2)の規定に基づき、事業実施計画の承認を申請します。

なお、本事業の担当者は以下のとおりです。

氏名：

所属部署・役職名：

TEL：

E-mail：

(注) 事業実施計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換える、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止(廃止)承認」と置き換えること。また、これらの場合にあっては、「別記1の第2の1の(2)」を「別記1の第2の1の(7)」と置き換えること。事業実施計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

添付資料：市町村事業実施計画（別記一様式第4号）

(※) 事業実施計画を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の事業実施計画を添付すること。

(別記一様式第6号)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

○○市町村長
氏名

令和 年度経営継承・発展支援事業交付決定前着手届について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の1の（2）の規定により、令和 年 月 日付けで承認を受けた別添事業について、下記の条件を了承の上、別添のとおり交付決定前に着手する必要があるので、同第2の1の（6）の規定に基づき、経営継承・発展支援事業の交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた国庫補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

1 事業着手年月日

2 事業完了予定年月日

3 事業内容

事業名	事業費	補助対象		
		事業費※	うち国費	うち市町村費
経営継承・発展支援事業	円	円	円	円

(注) 補助対象事業費とは、国庫補助金算定基礎となる事業費（1経営体当たり100万円上限）をいいます。

4 交付決定前に事業に着手する理由

(別記一様式第7号)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

○○市町村長
氏名

令和 年度経営継承・発展支援事業の事業完了報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の1の(10)の規定に基づき、経営継承・発展支援事業の事業完了報告書を提出します。

添付資料：市町村事業実施計画（別記一様式第4号）に事業の実績を記載したもの

(別記一様式第8号)

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組完了について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の（3）の規定に基づき、事業の取組が完了したので別添のとおり報告します。

添付資料：事業の完了を確認できる書類（納品書等の写し）

経営発展計画（別記一様式第2号）に事業の取組の実績を記載したもの
事業の取組に要した経費が確認できる領収書、振込伝票等の写し

振込先

振込先金融機関名			
支店名			
金融機関コード (4桁)		支店番号 (3桁)	
貯金の種類別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号	
口座名義（カタカナ）			

（注）通帳、キャッシュカード等の振込先が判るものの方を添付してください。

(別記一様式第9号)

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組の実施状況に関する報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の1の規定に基づき、令和〇年度において実施した経営継承・発展支援事業の取組について、下記のとおり実施状況を報告します。

記

成果目標	実施状況	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等
付加価値額の向上			
経営面積、飼養頭羽数の拡大			
従業員数の増加			

(注) 1 実施事業の欄については、経営発展計画の進捗状況を具体的に記載してください。

2 目標未達成となった主な理由等の欄については、天候、市況、顧客ニーズの変動などの外部要因及び自己の責による内部要因を具体的に記載してください。

(別記一様式第10号)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

○○市町村長
氏名

令和 年度事業実施計画の事業実施状況報告及び評価報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2 経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の2の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：実施状況報告書（別記一様式第9号）

事業実施状況報告及び評価報告一覧表（別記一様式第11号）

(別記一様式第11号)

事業実施状況報告及び評価報告一覧表

(別記一様式第12号)

経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト

氏名(法人名・代表者名): _____

住所: _____

チェック項目	チェック欄
1. 全般的な事項について	
記入漏れはありませんか？	<input type="checkbox"/>
補助を受けるために必要となる補助対象者の要件を確認し、経営発展計画及び添付書類の記載事項について事実と相違ありませんか？	<input type="checkbox"/>
補助事業の内容等を変更する際には事前に補助金事務局に相談が必要なことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
交付決定前着手届を提出していない場合、補助金交付決定を受ける前に発生した経費は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業完了報告書等の提出がないと、補助金は受け取れないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があることを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
50万円(税込)以上の所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があることを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければならないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
本事業以外の国が助成する事業(融資に関する利子助成措置を除きます。)の採択等を受けている場合は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
個人情報の使用目的について確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
アンケート調査等への協力について確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
公募要領等に記載のない事項については、補助金事務局からの指示に従うことについて確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
2. 申請者欄について	
後継者(申請者)が経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)より前に農業経営を主宰していません。	<input type="checkbox"/>
後継者(申請者)が農業人材次世代投資事業(経営開始型)による助成を受けたことはありません。	<input type="checkbox"/>
法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	<input type="checkbox"/>
地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に強い意欲を有しています。	<input type="checkbox"/>
経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表取締役就任日)における年齢を記入しています。	<input type="checkbox"/>
連絡先(電話番号及びメールアドレス)に誤りはありません。	<input type="checkbox"/>
3. 経営概要欄について	
営農類型は、直近事業年度における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択しています。	<input type="checkbox"/>
経営継承に際して、原則として、先代事業者の経営資産や経営規模等が著しく縮小していません。	<input type="checkbox"/>
経営面積・飼養頭羽数は、単位や品種名は事実と相違ありません。	<input type="checkbox"/>
女性が部門責任者であるとしてチェックした部門は、組織図や区分経理などで客観的に確認できます。	<input type="checkbox"/>
農業所得は、申請者(申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあつては、申請者の先代事業者)の経営継承した時点における所得を税務申告書類等から記入しています。	<input type="checkbox"/>
消費税の課税事業者の欄におけるチェックに誤りはありません。	<input type="checkbox"/>
農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている場合は、該当欄にチェックを入れています。	<input type="checkbox"/>
4. 経営継承の概要欄について	
先代事業者・先代経営者は中心経営体等でした。	<input type="checkbox"/>
法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	<input type="checkbox"/>
経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)における年齢を記入しています。	<input type="checkbox"/>
継承方法及び備考の記載内容は事実に相違ありません。	<input type="checkbox"/>
5. 経営発展の取組欄について	
区分番号は、具体的な取組内容と合致しており、具体的な取組内容を記載しています。	<input type="checkbox"/>
経費は、課税事業者の場合は税抜き価格で記入しています。	<input type="checkbox"/>
経費内訳は、見積書などを参考にして適切に記入しています。	<input type="checkbox"/>
公募要領に記載されている【対象とならない経費例】に該当しているものはありません。	<input type="checkbox"/>
6. 成果目標の設定欄について	
計算方法、単位など誤りなく記入しています。	<input type="checkbox"/>
目標値は、実現可能性などを考慮して適切に設定しています。	<input type="checkbox"/>
7. 地域貢献に関する特徴的な取組欄について	
成果目標欄に記入した取組以外であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記入しています。	<input type="checkbox"/>

(別記一様式第 13 号)

番 号
年 月 日

○○市町村長 殿

一般社団法人全国農業会議所会長

令和〇年度経営継承・発展支援事業に係る採択結果通知書

貴殿から応募のありました令和〇年度経営継承・発展支援事業（令和〇年度第〇回）につきましては、審査を行った結果、下記のとおり助成対象者の候補を選定し、貴殿を補助事業者として採択することになりました。

については、本通知があった日から 10 日以内に事業実施計画の承認申請書を提出していただくとともに、本事業の適切な実施をお願いいたします。

記

1 交付予定額 _____ 円

2 助成対象者候補の一覧

氏名 (代表者名)	法人名	住 所	選定結果 (採否)	交付予定額 (円)	備考
合 計					

(注) 補助事業者として採択しない場合は、「採択すること」を「採択しないこと」に置き換え、「については、本通知があった日から 10 日以内に事業実施計画の承認申請書を提出していただくとともに、本事業の適切な実施をお願いいたします。」を削ること。

(別記一様式第 14 号)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

○○市町村長
氏名

令和 年度経営継承・発展支援事業交付申請書

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、経営継承・発展支援事業の交付を申請する。

記

1 事業の目的

令和○年度○○市町村事業実施計画のとおり

2 事業の内容及び計画

令和○年度○○市町村事業実施計画のとおり

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	その他 (D)	
経営継承・発展 支援事業	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

免税事業者

- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

5 添付資料

- ・本補助金の交付に関する市町村の規定又は要綱
- ・経営発展計画（様式第2号）
- ・経営発展計画総括表（様式第3号）
- ・経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト（様式第12号）

(注) 実施要綱第2の4の(2)に定める認定農業者又は認定農業者に準ずる者については、経営継承・発展支援事業の補助対象者であることを市町村長が認めた事由が判る資料を添付してください。

(別記一様式第 15 号)

番 号
年 月 日

○○市町村長 殿

一般社団法人全国農業会議所会長

令和〇年度経営継承・発展支援事業交付決定通知

貴殿から令和〇年〇月〇日付けで交付申請のあった令和〇年度経営継承・発展支援事業について、下記のとおり交付を決定したので通知する。

記

交付決定額 ○○円

(参考)

氏名 (代表者名)	法人名	住 所	交付決定額 (円)
合 計			

(別記一様式第 16 号)

番号
年月日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

○○市町村長
氏名

令和〇年度経営継承・発展支援事業に係る事業実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。
(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

1 事業の目的

令和〇年度○○市町村事業実施計画（実績）のとおり

2 事業の内容及び実績

令和〇年度○○市町村事業実施計画（実績）のとおり

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	その他 (D)	
経営継承・発展 支援事業	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了年月日 ○○年○○月○○日

5 添付書類

(注)

- 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料（別紙「参考様式1」）、口座情報（別紙「参考様式2」）、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

(別記－参考様式1)

(○○都道府県○○市町村)

支払い経費ごとの内訳

「令和4年度経営継承・発展支援事業に係る事業実績報告書」における○○市町村から助成対象者への支払い経費ごとの内訳は、下記のとおり。

記

氏名 (代表者名)	法人名	住 所	事業費(円)	補助対象 事業費(円)		
				うち国費 (円)	うち市町村費 (円)	
合 計						

(別記－参考様式 2)

都道府県	市町村	金融機関名	支店名 (4ケタ)	金融機関コード (4ケタ)	支店番号 (3ケタ)	預金種別 ・普通 ・当座 ・貯蓄	口座番号	口座名義（カタカナ）	請求額 (円)	公募回数 ・1次公募 ・2次公募

(別記一様式第 17 号)

番 号
年 月 日

○○市町村長 殿

一般社団法人全国農業会議所会長

令和〇年度経営継承・発展支援事業交付金額確定通知

令和〇年度経営継承・発展支援事業については、下記のとおり交付金額を確定したので通知する。

記

1 補助金の交付決定額
(参考)

○○円

氏名 (代表者名)	法人名	住 所	交付決定額 (円)
合 計			

2 確定した交付金額
(参考)

○○円

氏名 (代表者名)	法人名	住 所	交付金額 (円)
合 計			

3 振込予定日 年 月 日

財產管理由合帳

助成對象者名

- (注) 1 处分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金※1返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間及び処分の状況欄を含む他の欄をもって財産管理台帳に代えることができる。

(参考資料)

第1 旅費の支給基準について

補助対象経費に計上する旅費は、国が定める支給基準を踏まえた基準により算出することとします。

- ・最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算するものとします。
- ・宿泊料は以下の表に基づく金額（消費税・地方消費税込の額）を上限とし、日当は認めないものとします。
- ・その他旅費支給に関する詳細は交付決定時に示すものとします。

(内国旅費)

	甲地方	乙地方
宿泊料（円/泊）	10,900 (消費税・地方消費税込の額)	9,800 (消費税・地方消費税込の額)
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて

第2 謝金の支出基準について

謝金単価について内規等による定めがない場合、下表に定める標準単価（時間単価は消費税・地方消費税抜の額）により支出することとします。なお、「消費税・地方消費税込」で補助対象経費を計上する事業者の場合は、表の金額に消費税・地方消費税相当額を加えた金額が謝金単価となります。

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価 (消費税・ 地方消費 税抜の額)	大学の職位	大学の職位にある 者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,300円	大学学長級	17年以上	会長・社長・役 員級	知事・市町村長
②	9,700円	大学副学長級			
③	8,700円	大学学部長級		工場長級	
④	7,900円	大学教授級1		部長級	
⑤	7,000円	大学教授級2		部長級	—

⑥	6,100円	大学准教授級	12年以上	課長級	課長級
⑦	5,100円	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	4,600円	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,600円	大学助手級以下1	12年未満	係員1	課員1
⑩	2,600円	大学助手級以下2	8年未満	係員2	課員2
⑪	1,600円	大学助手級以下3	4年未満	係員3	課員3

第3 消費税仕入控除税額について

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げにともなう預かり消費税の対象にはなりません。

補助事業に係る課税仕入れに伴い、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則として予め補助対象経費から消費税額を減額しておくこととします。

ただし、以下に掲げる補助対象者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ア 消費税法における納税義務者とならない補助対象者
- イ 免税事業者である補助対象者
- ウ 簡易課税事業者である補助対象者

第4 家族経営協定について

家族経営協定は、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

(参考例)

○○家における家族経営協定書

(目的)

第1条

夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と家庭生活の健全化を図ることを目的とし、本協定書を結ぶ。

(経営方針)

第2条

我が家の農業における経営方針は次のとおりとする。

- 1 現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。
- 2 常にプロ意識を持って農業生産にかかわる。
- 3 経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場をもつ。

(経営の役割分担)

第3条

役割分担は次のとおりとする。

- 1 生産活動の運営に関する事項
・米、野菜 主担当○○、副担当■■
・ぶどう 主担当●●、副担当○○
- 2 農業簿記及び青色申告に関する事項
主担当□□、副担当○○
- 3 作業日誌の記帳
主担当○○、副担当●●

(労働報酬)

第4条

報酬については、家族の話し合いにより次のとおりと定める。

- 1 労働報酬の種類：月給制
- 2 支払期日：毎月末
- 3 支払方法：口座振込
- 4 特別手当：年一回(1月)
- 5 金額
□□：月額××円、特別手当××円
●●：月額××円、特別手当××円
■■：月額××円、特別手当××円

※ただし、経営環境の変化等やむを得ない事情により、この額が著しく不適当になったときは家族協議の上変更することができる。

(労働条件)

第5条

- 1 一日の労働時間は、原則として8:00～17:00（休憩12:00～13:00、休息は午前・午後それぞれ15分）とし、農作業の繁閑により延長又は短縮することができる。
- 2 休日は週一回（日曜日）とするが、必要に応じて変更可とする。

(営農計画と簿記の記帳)

第6条

毎年度の経営目標の設定、経営成果の評価のため、農業簿記、家計簿等を記帳するものとする。

(家族会議の開催)

第7条

家族会議は、毎年12月に開催し、当該年度の農業経営及び家庭生活について確認し、今後の方針等を話し合う。この際、1年間の経営成果及び家計報告を行うものとする。

(我が家の営農・生活目標、健康維持)

第8条

- 1 家族はお互いのプライバシー（お金、時間の使い方）を尊重しつつ、家族生活の円滑化を図るものとする。
- 2 一年に一回は家族全員が定期健康診断を受けるなど健康管理に気を配る。

(家事分担)

第9条

家計費は○○が負担し、家事及び育児は□□が主に担当するが、そのための時間も労働時間として認める。また、必要に応じて役割を分担しあい、快適な家庭生活をするために全員が思いやりの気持ちをもって力を出し合う。

(研修等)

第10条

各自の能力向上及び経営発展のため、各種研修会、研究会、視察等に積極的に参加するようとする。

(その他)

第11条

- 1 本協定に定めることのほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、家族全員で協議し決定する。
- 2 農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化が生じた場合は、緊急家族会議を開催し、本協定の見直しを検討するものとする。

(附則)

- 1 本協定は、令和 年 月 日から実行する。
- 2 本協定の有効期限は実行日より1年間とし、農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化がない場合は、自動的に1年間更新されるものとする。

令和 年 月 日

協定締結者	経営主	○○
	妻	□□
	先代事業主	●●
	妻	■■